

再公示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定であった公示済み案件のうち、再公示が必要となった案件について、再公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いいたします。

2013年6月21日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3. プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5. プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6. 業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7. その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそるわない場合には、プレゼンテーションを実施しただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

再公示：次の案件については、6月5日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番号：再公示 2 国名：マラウイ 担当：農村開発部
案件名：中規模灌漑開発プロジェクト（灌漑施設管理）

1 今回契約予定のコンサルタント
灌漑施設管理 4号

2 契約予定期間：全体 2013年7月中旬から2013年11月上旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M
灌漑施設管理 5 8 8 3 3.3 3
（現地：2.9 3 M/M、国内：0.4 0 M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：6月27日（12時まで）
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針	
ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2
(2) 業務従事者の経験能力等	
ア 担当事項：灌漑施設管理	
ア) 類似業務の経験	40
イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
ウ) 語学力	16
エ) その他 学位、資格等	16
	(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：マラウイ/全途上国
類似業務：農業土木、農民参加型工事に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

マラウイ国（以下「マ」国）は、UNDPの「人間開発報告書2012」における人間開発指標値が186ヶ国中170番目に位置する等、世界で最も貧しく生活環境の厳しい国の一つである。農業は「マ」国の国内総生産（GDP）の38%、総輸出額の80%を占める基幹産業であるが、農業生産者の大多数を占める小規模農家の多くは天水農業に依存し、干ばつや洪水等の突発的な自然災害に対して脆弱である。国家の食糧安全保障や商業的農業の振興のためには灌漑農業の導入が必要不可欠であり、「マ」国における中期国家開発計画である「Malawi Growth and Development Strategy: MGDS」等の国家計画や農業政策において、灌漑開発は常に優先課題に掲げられている。

しかし、国内の灌漑可能面積が約40万haといわれる中、現在の灌漑面積は約7.8万haに過ぎず、このうち、エスレート（大規模灌漑）を除いた農家管理灌漑施設は、小規模農家による自助努力型灌漑地区を形成し、最小限の政府支援の下、農民自身によって維持管理されている。これら農家管理灌漑施設のうち、恒久的構造物を有する中規模灌漑施設はその多くが修復を必要としているとみられ、農民の灌漑施設修復・運営・維持管理能力向上のため、農民主体による灌漑施設運営管理システムの確立が早急に必要とされている。また、地方の灌漑技師は技術的に課題を多く抱えており、灌漑施設設計・施工・維持管理にかかる一連のプロセスを独自で実施できるよう、能力強化が必要な状況にある。

このような背景の下、JICAは2006年度から2008年度にかけて開発調査「農民組織による（中規模）灌漑施設管理能力向上計画調査」（以下、「開発調査」）を実施し、全国の中規模灌漑地区（10-100ha）における既存灌漑地区の修復に係るアクションプラン（A/P）、新規灌漑地区の開発に係るディベロップメントプラン（D/P）の策定、及び政府職員や農民向けの技術ガイドラインやマニュアル作成を行った。これら開発調査の成果を踏まえ、「マ」国政府が実

施する、持続可能な中規模灌漑開発事業の推進を支援することを目的として、技術協力プロジェクト「中規模灌漑開発プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）が、「マ」国水開発・灌漑省灌漑局及び農業・食糧安全保障省普及局を実施機関として2011年6月から2014年5月までの3年間の計画で実施されている。

本プロジェクトは、灌漑施設設計・施工・維持管理を担う県レベルの灌漑技師・農業普及員をカウンターパート（C/P）としてその能力強化を目的に実施するものであり、現在、3名の長期専門家（チーフアドバイザー/モニタリング評価、灌漑施設/水管理、業務調整/普及）が派遣され、3か所のパイロット事業の実施を通して、灌漑局、プランティア灌漑サービス事務所（以下、BISD）及びマチンガ灌漑サービス事務所（以下、MISD）管轄下の11県の灌漑事業関係者（灌漑技師、農業普及員、農民グループ）の能力強化を図っている。また、これまでに営農や農民参加型工事施工管理等に関する短期専門家が派遣され、それぞれ活動を実施してきた。さらに2013年7月には「農民組織による灌漑農業運営管理指導」短期専門家を、パイロット事業地区における灌漑農業の実施運営に関する指導を目的として派遣する予定であり、本専門家は協力しながら活動することが求められる。

2012年度には2か所のパイロット事業地区（BISD管轄ムランジェ県のMsikita地区とMISD管轄マチンガ県のWenzide地区）において、建設資材を可能な限り現地コミュニティで調達し、受益農民の労働力を利用しながら、県の灌漑技師・農業普及員主導による直営工事として実施した。その結果、一部の工事を残すものの完工部分においては灌漑を開始できる状態になっている。なお、農民グループによる自立的な灌漑施設の維持管理・水管理・営農については、農業普及員と灌漑技師が実施する研修や現地指導を通して行われている。

また、3か所目のパイロット事業地区には改修工事パイロット事業地区としてムランジェ県のTipindule地区が選定され2013年度に先行2か所のパイロット事業地区と同様のアプローチにより工事が実施される予定である。

本専門家は、農民主体で実施する中規模灌漑開発事業の円滑な実施を図るべく、プロジェクトが先行して実施した2か所のパイロット事業の評価を基に、新しく施工が開始される第3のパイロット事業地区の灌漑開発事業を通じて、C/P・コミュニティ・農民の自助努力による施工管理及び施設の利用についての助言・指導を行うことを目的とし、派遣するものである。

想定している本専門家の主要なC/Pは次のとおり。

-BISD管内：ISD灌漑技師3名（C10: Chief Irrigation Officer, P10: Principal Irrigation Officer, I0: Irrigation Officer）、Mulanje県灌漑技師2名（I0, SA10: Senior Assistant Irrigation Officer）、農業普及員3名（AEDO: Agriculture Extension Development Officer 2名とAEMO: Agriculture Extension Methodology Officer 1名）

-MISD管内：ISD灌漑技師3名（C10, P10, I0）、Machinga県灌漑技師3名（I0, 2SA10s）、農業普及員2名（AEDO, AEMO）

また、同パイロット事業地区の概要は次のとおりである。

-受益面積：50ha

-受益農民数：約200人（内男性は十数名のみ）

-灌漑方式：重力式

-対象作物：メイズ・豆等

-改修水路延長（煉瓦+モルタル）：主水路（幅30cm*高さ30cm）2.3km及び末端水路（幅25cm*高さ25cm）1.5km
他構造物（煉瓦+モルタル+PVCパイプ）：分水工、道路横断工等

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、これまでにプロジェクトが農民参加型で実施した2か所の事業地区の施工を分析・評価し、プロジェクトの特徴である農民参加型の施工の内容をアプローチとして取りまとめる。取りまとめられたアプローチは、新しく実施する3か所目のパイロット事業地区の施工の監督・実施を通じて実証し、その成果を本プロジェクト対象11県の灌漑技師及び農業普及員に向けて開催する農民参加型工事手法に関するワークショップにおいて発表する。

なお、具体的担当事項は以下のとおりとする。

（1） 国内準備期間（2013年7月中旬）

ア 既存の各種報告書・資料のレビューやJICA農村開発部等との打ち合わせを通じて、本業務実施に必要な情報を収集・整理し、状況を把握する。

イ 我が国における直営施工方式等の農民参加型工事手法に関する資料から第3のパイロット事業地区における同手法の効率的実施適用可能性について検討し、現地業務工程を含む業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部に提出し、説明する。

（2） 現地派遣期間（2013年7月下旬～2013年10月中旬）

ア 業務計画書をプロジェクトの長期専門家、C/P及びJICAマラウイ事務所に対して提出、説明し、内容を確認する。

イ これまでにプロジェクトが農民参加型で実施した2か所の事業地区の施工を分析・評価する。

ウ モニタリングデータやプロジェクト関係者などからの聞き取り等を通じ、コミュニティ及び農民による3か所目のパイロット事業地区における灌漑工事に必要な施工管理技術・施設利用可能水準を把握する。

エ 3か所目のパイロット事業地区の農家を対象に、灌漑施設等の建設工事における農民参加型工事手法の導入に関するワークショップを開催する。

オ 3か所目のパイロット事業地区における灌漑施設等の建設工事において、農民参加型工事手法を実践し、C/Pによる施工管理能力及び施設利用向上の観点から助言・指導を行う。

カ 本プロジェクト対象11県の灌漑技師及び農業普及員等を対象に、直営施工方式等の農民参加型工事手法に関するワークショップ（30人前後を2回想定）を開催し、本プロジェクトの特徴である直営施工方式等の農民参加型工事における改良点及び施設利用上の留意点を検討する。

キ 上記ワークショップの結果を基に、2012年度に作成された「直営施工方式等実施マニュアル」（英文）をC/Pとの協働作業により灌漑技師及び農業普及員が利用しやすいように改良する。

ク 業務完了時に、業務内容・成果及び提言を取りまとめた現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関及びJICAマラウイ事務所に対して説明の上、提出する。

（3） 帰国後整理期間（2013年10月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）をJICA農村開発部に提出し、報告を行う。

9 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

（1）業務計画書

和文3部（JICAマラウイ事務所、JICA農村開発部、プロジェクト）

英文4部（C/P機関、JICAマラウイ事務所、JICA農村開発部、プロジェクト）

（2）現地調査報告書

英文4部（C/P機関、JICA農村開発部、JICAマラウイ事務所、プロジェクト）

上記8（2）カで改訂を行う「直営施工方式等実施マニュアル」（英文）を添付する。

（3）専門家業務完了報告書

和文3部（JICAマラウイ事務所、JICA農村開発部、プロジェクト）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

航空便経路：香港-ヨハネスブルグ-リロングウェ

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA農村開発部乾燥畑作地帯第一課（：03-5226-8429）にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 黄熱

(5) その他

マラウイの農民は他援助機関が実施する活動への参加において、賃金等のインセンティブを受け取ることがあるが、本プロジェクトでは建設工事に農民が労働力として参加するにあたり、農民の自立性や自主性、さらに持続性を醸成することを目的として、作業の対価としての賃金等を一切提供しない。そのため、参加する農民のモチベーションを考慮しながら工事指導を実施しなければならず、農民組織化及びエンパワーメントに係る能力・経験と、農民及び関係者との交渉を含む英語での高いコミュニケーション能力が求められる。